

機構売買の対象となる砂糖類の分類表

砂糖及び異性化糖(果糖ぶどう糖)を輸入される場合、下記の分類表の統計品目番号に該当する時は、「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」に基づき、当機構との売買契約が必要となります。

本件に対するご質問等ございましたら、輸入申告の前に下記の問い合わせ先までご連絡ください。

指定糖	統計品目番号	備 考	
粗糖	1701.12—100 1701.14—110	甘しゅ又はてん菜を原料とする分みつした砂糖で、乾燥状態において全重量に対するしゅ糖の含有量が検糖計の読みで 98.5 度未満に相当するもの(車糖、でん粉を加えた粉糖その他これらに類するもの、香味料を加えたもの及び着色したものを除く。)	
精製糖	1701.99—200	甘しゅ又はてん菜を原料とする分みつした砂糖で、製造過程において精製工程を経たもの(着色香嗜添加成型等の二次的加工工程を経たものを除く。)及び化学的に純粋なしゅ糖	
氷砂糖	1701.91—000 1701.99—100	氷砂糖その他これに類するもの(香味料を加えたもの及び着色したものを含む。)	
角砂糖	1701.91—000 1701.99—100	角砂糖その他これに類するもの(香味料を加えたもの及び着色したものを含む。)	
特 殊 糖	高糖度粗糖	1701.12—200 1701.14—200 1701.99—200	甘しゅ又はてん菜を原料とする分みつした砂糖で、乾燥状態において全重量に対するしゅ糖の含有量が検糖計の読みで 98.5 度以上に相当するもの(車糖、でん粉を加えた粉糖その他これらに類するもの、香味料を加えたもの及び着色したものを除く。)
	香味着色糖	1701.91—000	甘しゅ又はてん菜を原料とする分みつした砂糖(本表の他の分類に属するものを除く。)
	粉糖 顆粒糖	1701.99—200	
	砂糖水	1702.90—211	分みつした砂糖水(香味料を加えたもの及び着色したものを除く。)
	香味着色糖水	2106.90—221	分みつした砂糖水(香味料を加えたもの及び着色したものを除く。)
	その他	1702.90—110	甘しゅ又はてん菜以外のものを原料とする分みつした砂糖
混合糖	1702.30—210 1702.40—210 1702.60—210 1702.90—521	粗糖、精製糖、氷砂糖、角砂糖又は特殊糖と砂糖以外の糖とを混合した糖(香味料を加えたもの及び着色したものを除く。)	
輸入異性化糖	1702.30—229 1702.40—220 1702.60—220 1702.90—529	異性化糖で、香味料又は着色料を加えたものを除く	
混合異性化糖	1702.30—210 1702.30—229 1702.40—210 1702.40—220 1702.60—210 1702.60—220 1702.90—521 1702.90—529	異性化糖と砂糖その他の異性化糖以外の糖とを混合した糖で、香味料又は着色料を加えたものを除く	

＜問い合わせ先＞

(独) 農畜産業振興機構

特産調整部 輸入調整第一課

TEL 03-3583-8322

Mail alic-sugar01@alic.go.jp